

## 議案第 32 号

東北本線紫波中央・古館間七久保跨線橋の耐震補修工事委託に関する変更協定の  
締結に関し議決を求めることについて

令和 4 年 4 月 25 日に議会の議決を経た東北本線紫波中央・古館間七久保跨線橋の耐震補修工事委託に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年紫波町条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 協 定 名 東北本線紫波中央・古館間七久保跨線橋の耐震補修工事委託に関する変更協定
- 2 工 事 場 所 紫波町日詰字七久保地内
- 3 協定の相手方  
住 所 岩手県盛岡市盛岡駅前通 1 番 41 号  
名 称 東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員 盛岡支社長 久保 公人
- 4 変更協定金額
  - (1) 変更前の協定金額 756,619,621 円
  - (2) 変更後の協定金額 751,136,166 円
  - (3) 減額する金額 5,483,455 円

令和 5 年 3 月 24 日提出

紫波町長 熊 谷 泉

### 理由

東北本線紫波中央・古館間七久保跨線橋の耐震補修工事委託に関する変更協定を締結しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。